# 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令 （平成二十六年環境省令第十四号）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。

* 一  
  法第七条第四項及び第六項に規定する権限（同条第四項第七号に掲げる行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）
* 二  
  法第八条第四項で準用する同法第七条第四項及び第六項に規定する権限（前号イ及びロに該当する場合に限る。）

# 附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年四月八日環境省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年六月二七日環境省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。